

**第25期小山市農業委員会  
第4回総会議事録**

令和5年9月25日

1. 開催日時 令和5年9月25日（月）午後1時30分から午後2時25分

2. 開催場所 小山市役所6階 大会議室

3. 出席委員 17人

会長 19番 大塚 稔（議長）

1番 保坂 健司

2番 篠原 和香子

3番 篠崎 巖

5番 鶴見 礼夫

6番 田口 正剛

7番 玉野 一雄

8番 寺田 仁一

9番 黒崎 照男

10番 本橋 信男

11番 舘野 強志

12番 菅沼 正治

13番 杉山 力

14番 山口 誠英

15番 山本 光康

17番 野原 重雄

18番 柏瀬 勝彦

欠席委員 2人

4番 永嶋 朋子

16番 石川 政道

#### 4. 付議事件

- 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用区域の変更について（重要変更）
- 議案第5号 農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について
- 議案第6号 令和5年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について

- 報告第1号 栃木県農業会議意見聴取の会長専決処理案件について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の事務局長専決処理案件について

#### 5. 農業委員会事務局職員

	事務局長	高橋	信雄
農地調整係	係長	高山	芳雄
	主査	金澤	卓哉
	主事	渡辺	駿介
農地利用最適化推進係	係長	中村	俊也
	主査	田熊	友裕
農政対策係	係長	佐藤	啓子

#### 農政課

農業振興係	係長	渡邊	拓也
	主事	堀口	里奈
	主事	渡辺	康太郎

事務局 総会開会にあたり、出席委員数をご報告申し上げます。ただいまの出席委員数は17名であります。農業委員会法第27条第3項の規定により過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。開会に先立ちまして、大塚会長にご挨拶をお願いいたします。

会 長 (会長挨拶)

事務局 ありがとうございます。小山市農業委員会総会規則第5条により、総会議長は会長が務めることになっておりますので、大塚会長にこれよりの議事進行をお願いいたします。

議 長 ただいまより、第4回総会を開会いたします。お手元の議事日程に基づきまして、議事を行っていきたくと思います。

初めに、議事録署名人の選出を行いたくと思います。いかように選出したらよろしいかお諮りします。

(議長一任との声あり)

議 長 それでは、3番篠崎巖委員、15番山本光康委員を議事録署名人に任命いたします。よろしくをお願いいたします。

なお、会議の書記につきましては、農業委員会事務局の金澤主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。お手元の議案書をごらんください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 農地法第3条農地等の権利移動に関する許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、別紙位置図1～2ページをご覧ください。

今回は、1件の申請がございました。

まず、番号1番につきまして、ご説明申し上げます。

こちらは使用貸借権設定に関する案件でございます。

対象農地は : 畑9筆、田2筆 面積 18,675㎡

権利取得後の経営面積は : 277a

農機具等の保有状況は:トラクター、田植機、コンバインを所有しており

労働力は: 3人

申請地は、自宅から2kmのところにある農地です。

以上が1番でございます。

以上、1件の案件につきまして、受け人の農業機械・労働力・技術・通作距離等に問題が無

く、農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付後、申請書類及び添付書類を点検・補正し、現地調査を行うなどしましたところ、問題はございませんでした。

ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番 　　番号1番について、補足説明をさせていただきます。本件は石川委員の案件ですが、石川委員が欠席のため代わりに補足説明いたします。

渡し人は、農地の転用に関係して農業者年金の申請をしておりました。その中で、一度解約をした農地を引き続き耕作をするため、農地法第3条の許可申請を行い、親子間での使用貸借を結ぶものです。なお、この件に関する農地法第5条による許可申請及び農地の解約につきまは、8月総会において許可・ご報告済みです。

事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われるので、ご審議のほど、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長 　　これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 　　「異議なし」と認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書3ページ、別紙位置図3ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。9月15日に調査委員会と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑1筆 面積581㎡の内204㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内のアパートで家族と生活していましたが、子どもの成長に伴い自己用住宅の建築を計画しました。将来の親の介護等を考え親との同居を計画し、現在の住居では老朽化しており手狭であることから申請に至ったとのこと。

申請地は10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水は市水道、排水は農業集落排水。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北側は宅地、西側は道路、東・南側は畑。植栽を設け、周辺農地へ影響が出ないようにすることです。

資金計画につきましては、事業費5,000万円で、融資で賄うとのこと、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありました。引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申請地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申請人は、親子であり、申請人の一人が市内のアパートで妻と子の3人で生活しておりますが、将来を考え、母親との同居を計画しました。既存住宅は老朽化が進み、手狭になっているため隣接する申請地まで拡張することで、十分な敷地面積を確保できることから、適地であるため、申請に至ったとのこと。

事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

(特になし)

議 長

これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決するこ

とに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長

「異議なし」と認め、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。議案書4ページ、別紙位置図3ページでございます。

今回は、1件の申請がございました。9月15日に調査委員会と事務局で現地確認を実施いたしました。

それでは、番号1番をご覧ください。

転用の目的は、一般住宅でございます。

転用しようとする土地は、畑3筆、面積437.01㎡。

申請の理由ですが、申請人は市内のアパートに夫婦で暮らしています。将来を見据え自己用住宅の建築を計画しました。申請地は勤務先の通勤を考え適地であり、今回の申請に至ったことです。

申請地は宅地雑種地に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第2種農地と考えられます。

他法令につきましては、都市計画法、農振法、土地改良、盛土条例、いずれも支障なし。取水は市水道、排水は合併浄化槽処理後水路へ放流とのことで、国分寺土地改良区からの同意を得ております。雨水は敷地内自然浸透。

周辺の隣地状況ですが、北・東側は畑、南側は道路、西側は宅地。畑との境には植栽を設け防除するとのことです。

資金計画につきましては、事業費3,800万円で、融資で賄うとのことで、融資証明書が添付されております。

以上が1番でございます。

以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、事務局より説明がありましたが、引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

10番

番号1番について、補足説明いたします。本案件は石川委員の案件ですが、石川委員が欠席のため代わりに補足説明させます。

受け人は、現在市内のアパートで妻と2人で生活しておりますが、将来を考え、自己用住宅の建築を計画しました申請地は勤務先への通勤に便利で、十分な敷地面積を確保できることが

ら、適地であるため、申請に至ったとのことことです。

事務局の説明のとおり相違なく、許可することが相当と思われ、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長  ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

 (特になし)

議 長  これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり決すること、ご異議ございませんか。

 (異議なしとの声あり)

議 長  「異議なし」と認め議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」を審議いたしますが、この案件は、市農政課から意見聴取を求められている案件ですので、農政課職員の出席を求めます。

 (農政課職員入室)

議 長  それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について事務局の説明を求めます。

事務局  議案第4号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更（重要変更）につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書5ページ、別紙位置図4から5ページでございます。

この案件は、市農政課に申出のあった、農業振興地域の農用地区域からの除外につきまして、農業委員会の意見を求められております。

今回は3件の申出がございました。

それでは、番号1番をご覧ください。

変更する用途は、一般住宅でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積1,333㎡の内314㎡。

申出の理由ですが、申出者は、夫婦と子2人の4人でアパートで暮らしてきましたが、子ど



もの成長に伴い自己用住宅の建築を計画しました。申出地は実家に隣接しており、自己用住宅の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が1番でございます。

つづきまして、番号2番をご覧ください。

変更する用途は、歯科医院でございます。

変更する農地は、畑2筆、面積8,153㎡の内1,752.09㎡。

申出の理由ですが、申出者は、近隣で平成4年から歯科医院を運営しております。施設の老朽化や医師や職員が増えたことに伴い手狭になっていることから、歯科医院の建築を計画しました。申出地は現在の施設より近く、地域の患者への負担が最小限で済み、歯科医院の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、宅地、雑種地及び山林に囲まれた小集団の農地で、農地区分は第3種農地および第2種農地と考えられます。

申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が2番でございます。

つづきまして、番号3番をご覧ください。

変更する用途は、調剤薬局でございます。

変更する農地は、畑1筆、面積976㎡。

申出の理由ですが、少子高齢化に伴い医療機関における患者数は増加しているため早急に地域医療の負担を軽減させるべく建築を計画しました。申出地は整形外科に隣接しており近隣に歯科医院があり、患者がアクセスしやすく、調剤薬局の建築に適していることから今回の申出に至りました。

申出地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地で、農地区分は第1種農地と考えられますが、既存集落から滲み出し的に行われる転用であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えられます。

なお、申出地は集団的農用地の縁辺部に位置し、農地の利用集積に支障を及ぼすおそれがあると認められず、また被害防除措置が検討されているため、変更後の周辺農地への営農条件に支障を生ずるおそれも認められません。

以上が3番でございます。

以上、3件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

引き続き、地元委員の補足説明をお願いいたします。

13番

番号1番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、結婚して以来アパートに居住してきましたが、自己用住宅の建築を計画しました。子どもの小学生になる前でタイミングが良く、申出地は実家から近く、高齢の両親をサポートすることにも都合が良く、自己用住宅の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

番号2番について、補足説明いたします。本案件は石川委員の案件ですが、石川委員が欠席のため代わりに補足説明いたします。

申出人は、地区内で歯科医院を運営してきましたが、建物の老朽化と規模拡大に伴い、歯科医院の建築を計画しました。申出地は現在の歯科医院から近く、地域住民の利便性が確保でき、歯科医院の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

10番

続きまして、番号3番について、補足説明いたします。

この件に関しまして、私も申出地の現地調査や関係者から事情を伺いました。

申出人は、市内で調剤薬局や在宅介護事業を運営しています。申出地は近隣に整形外科や歯科医院があり、地域住民に生活にとって必要であり、調剤薬局の建築に適していることから、申出に至ったとのことです。

なお、申出地は集団的に存在する農地の縁辺部に位置し、農地利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと思われます。

その他、ただいまの事務局説明のとおり相違はございません。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、地元委員からの補足説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

14番

1番と2番について内面積での申請ですが、将来的に分筆は行われる予定でしょうか。

事務局 除外後に行う農地転用許可の種類に応じて変わります。4条の場合は内面積のまま農地転用許可申請が可能です。しかし、5条で所有権移転を行う場合、農地転用許可申請前の分筆を必ず求めます。

議 長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

議 長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。

議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」に係る意見聴取を行った結果、農業委員会として、原案のとおり変更を承認する旨、答申することにご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、議案第4号「農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更について（重要変更）」について、農業委員会として原案のとおり変更することを承認する旨、小山市長に意見を提出いたします。

農政課職員は退席してください。

(農政課職員退室)

議 長 次に、議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」、審議いたしますが、その中に委員に関する案件があります。これは、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、この案件を先に審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

議 長 それでは、はじめに議案第5号のうち、6ページ記載の番号3番は本橋信男委員に関する案件ですので、本橋委員は、一旦退出願います。

(本橋委員 退出)

議 長 議案第5号のうち番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 　　これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第5号のうち番号3番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」のうち番号3番について、原案のとおり可決いたします。  
本橋委員は入場してください。

（本橋委員 入場）

議 長 　　続きまして、議案第5号のうち番号1番、2番、及び4番から8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　（議案書の内容を読み上げる）

議 長 　　ただいま、事務局より説明がありました。これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。

（特になし）

議 長 　　これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第5号のうち番号1番、2番、及び4番から8番について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（異議なしとの声あり）

議 長 　　「異議なし」と認め議案第5号「農用地利用集積計画（利用権設定等促進事業）の決定について」のうち番号1番、2番、及び4番から8番について、原案のとおり可決いたします。  
次に議案第6号「令和5年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案書の内容を読み上げる)  
(9ページ 議案第6号、意見の1の「生産価格」を「販売価格」に訂正を説明)

議長 これより、質疑を行います。質疑のある方は、順次、発言願います。ご意見、ご異議はございませんか。

1番 担い手への農地集積、集約化促進について、圃場の計画を立てて実施することになるが、その後の補助の内容について分かるなら教えていただきたいです。

事務局 補助は営農規模等の条件により変わるため、画一的なものではありません。また、今回の意見の主旨としては、国や県に農業への補助をお願いするものです。補助の内容については、来年度の予算が決まった後に国や県が施策を決定するものです。  
来年度の補助等について決まった際には、合同会議などの委員が集まる際に情報共有をさせていただきます。

議長 他に質疑はありませんか。

(特になし)

議長 これにて、質疑を終了します。これより、採決を行います。  
議案第6号「令和5年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

議長 「異議なし」と認め、議案第6号「令和5年度農地等利用最適化推進に関する意見の提出について」、原案のとおり可決し、小山市長及び小山市議会議長に提出いたします。  
報告第1号から第4号について事務局の説明を求めます。

事務局 (報告書の内容を読み上げる)

議長 以上で、本日の議題・報告はすべて終了いたしました。  
以上をもちまして、第4回総会を閉会いたします。